

特定自動運行実施者への指示の基準：

1 指示の基準

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）若しくは法に基づく政令、内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定若しくは法の規定に基づく愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）若しくは警察署長の処分又は他の法令に違反する行為が行われた場合は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がないと明らかに認められるときを除き、法第 75 条の 26 第 1 項の規定に基づき、特定自動運行実施者に対し指示をするものとする。
- (2) 指示は、比例原則にのっとって行うこと。
- (3) 指示は、特定自動運行実施者に過大な負担を課さないものとする。
- (4) 指示の内容は、違反と関連性のあるものとする。
- (5) 指示の内容は、1 回の違反について 1 回行うものとする。

2 指示の手続

- (1) 指示を行う場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 4 項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴くこと。
- (2) 指示を行う場合には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号）第 20 条に規定する弁明通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し弁明の機会の付与すること。ただし、作動状態記録装置を備える義務（法第 75 条の 24 の規定により読み替えて適用する法第 63 条の 2 の 2 第 1 項）等、行うべき事柄（又は行うべきでない事柄）が客観的に明確である義務に従うべきことを指示するときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「行手法」という。）第 13 条第 2 項第 3 号の規定により弁明の機会の付与を要しない。
- (3) 指示を行う場合には、行手法第 14 条第 1 項の規定に基づき、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、同時に、当該指示の理由を示すこと。

(4) 指示を行う場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条第 1 項の規定に基づき、当該指示を口頭で行う場合を除き、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、当該指示につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示すること。

(5) 指示を行う場合には、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、当該指示を口頭で行う場合を除き、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、当該指示に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該指示に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示すること。

3 指示の内容

(1) 違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、当該指示に従った措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないことを指示するものとする。

(2) 将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。

(3) 状況に応じ、(1)及び(2)の指示を併せて行い、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るものとする。

(4) (1)から(3)までに規定する措置が確実にとられたか否かを確認するため、必要に応じて、当該措置の実施状況について公安委員会に報告させる指示を行うものとする。

4 指示を行った後の措置

指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、許可の効力の停止等の処分を行うこと。